

生企甲達第93号
県相甲達第17号
地 甲達第83号
捜一甲達第105号
平成19年10月29日

部 課 署 長 殿

共	00	01	10	150	長期
---	----	----	----	-----	----

石川県警察本部長

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行について（通達）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第113号。別添1。以下「改正法」という。）が平成20年1月11日から施行されることとなった（改正法附則第1条）。

改正法の概要及び施行に当たっての留意事項は下記のとおりであるので、配偶者からの暴力事案対策の推進にあたり、遺漏のないようにされたい。

なお、この通達において、「法」とは、改正法による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（別添2）をいう。

記

第1 改正法の概要

1 市町村基本計画の策定（法第2条関係）

- (1) 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県が定める基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならないものとされた（法第2条の3第3項関係）。
- (2) 市町村基本計画については、基本方針にその指針となるべきものを定めるとともに、市町村基本計画の策定及び変更時における公表並びに主務大臣による助言その他の援助について規定することとされた（法第2条の2第2項並びに第2条の3第4項及び第5項関係）。

2 配偶者暴力相談支援センターに関する改正（法第3条関係）

- (1) 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めることとされた（第3条第2項関係）。
- (2) 配偶者暴力相談支援センターは、その業務として、被害者の緊急時における安全の確保を行うこととされた（法第3条第3項第3号関係）。

3 保護命令制度の拡充（法第10条関係）

- (1) 生命等に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令
ア 配偶者からの生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨

を告知してする脅迫をいう。以下同じ。)を受けた被害者が配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力)によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときも、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者)に対し、保護命令を発することとされた(法第10条第1項関係)。

イ アに伴い、管轄裁判所及び保護命令に係る申立書の記載事項に関して、所要の規定の整備を行うこととされた(法第11条第2項第2号並びに第12条第1項第1号及び第2号関係)。

(2) 電話等を禁止する保護命令

ア 被害者への接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、被害者への接近禁止命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずることとされた(法第10条第2項関係)。

(ア) 面会を要求すること(第1号)

(イ) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと(第2号)

(ウ) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること(第3号)

(エ) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること(第4号)

(オ) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること(第5号)

(カ) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと(第6号)

(キ) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと(第7号)

(ク) その性的羞恥心せいしつしんを害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと(第8号)

イ アに伴い、電話等を禁止する保護命令に係る即時抗告及び命令の取消しに関して、所要の規定の整備を行うこととされた(法第16条及び第17条関係)。

(3) 被害者の親族等への接近禁止命令

ア 配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居しているその成年に達しない子及び配偶者と同居している者を除く。以下「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を

行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、被害者への接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、被害者への接近禁止命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下イにおいて同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずることとされた（法第10条第4項関係）。

イ アの申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下イにおいて同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができることとされた（法第10条第5項関係）。

ウ アに伴い、被害者の親族等への接近禁止命令に係る申立書の記載事項、即時抗告及び命令の取消しに関して、所要の規定の整備を行うこととされた（法第12条第1項第4号、第16条及び第17条関係）。

4 配偶者暴力相談支援センターの長への保護命令の発令等に関する通知

(1) 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る所定の事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知することとされた（法第15条第4項関係）。

(2) (1)による通知がされている保護命令について、その効力の停止を命じたとき又は取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知することとされた（法第16条第7項及び第17条第3項関係）。

5 施行期日等

(1) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日（平成20年1月11日）から施行することとされた（附則第1条関係）。

(2) その他

経過措置その他所要の規定の整備を行うこととされた。

第2 施行に当たっての留意事項

1 都道府県基本計画の変更等への対応

法第2条の2に基づく基本方針については、改正法を踏まえ、変更される予定であり、その後、当該基本方針に基づき、都道府県は「都道府県基本計画」を変更し、ま

た、市町村は「市町村基本計画」を努力義務として策定されることから、これら基本計画策定の動向等を把握し、地域の実情に応じて必要な事項が盛り込まれるよう指導助言に努めること。

2 被害者の親族等への接近禁止命令に伴う適切な措置

被害者の親族等への接近禁止命令が発せられた旨の通知を受けた場合においては、「配偶者からの暴力事案の保護命令に係る適切な対応について」(平成13年10月11日付け生企乙達第74号)の「第4保護命令に係る事項の通知を受けた後の対応について」に準じて、適切な措置を講じること。

また、配偶者が被害者の親族等を脅迫し、あるいは復縁等を求めてつきまとい等の行為をしている例が見られることから、こうした配偶者については、その態様に応じて、ストーカー規制法等の活用に努めること。

3 配偶者暴力相談支援センターへの保護命令通知に伴う適切な措置

被害者の安全確保については、配偶者暴力相談支援センターが被害者に対して助言をしたり、警察等と連携して被害発生の防止に努めたりするなど、配偶者暴力相談支援センターが果たす役割は大変重要であるところ、被害者の危険は保護命令発令直後に高まる場合が多く、このような危険に対処するためには、配偶者暴力相談支援センターが保護命令の発令を迅速に知る必要性が高いことから、配偶者暴力相談支援センターへの通知の規定が設けられたところである。

このような制定の趣旨を踏まえ、警察本部長等が保護命令について裁判所から通知を受けた場合には、配偶者暴力相談支援センターに対する通知が行われているか否かを確認の上、通知が行われている場合には、当該支援センターと十分な連携を図り、適切な役割分担の下に、被害者の安全の確保が図られるようにすること。

4 警察本部長等の援助

法第8条の2における「配偶者からの暴力を受けている者」とは、第1条第1項で定義されている「配偶者からの暴力」のうち、配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力を受けている者に限るとされており(法第6条第1項)、生命等に対する脅迫を含め、「身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」を受けている被害者は、本来、警察本部長等の援助の対象とはならない者である。

しかし、今回の改正により、新たに、生命等に対する脅迫を受けた被害者についても保護命令を申し立てることができることとされたこと(法第10条第1項)を踏まえ、生命等に対する脅迫を受けた者についても、この者から被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、身体に対する暴力を受けている者に準じて、被害の発生を防止するために必要な援助を行うこと。

5 記録の作成

改正法の施行に伴う「配偶者からの暴力相談等対応票」その他の記録の作成については、別に定めるところにより、適正に行うこと。